

選挙

12月14日は

茨城県議会議員一般選挙の投票日です

告示日 / 12月5日(金)

投票日 / 12月14日(日)

投票時間 / 午前7時～午後6時

開票時間 / 午後8時から

投票できる方

次の要件を満たし選挙人名簿に登録されている方

① 満20歳以上の方(平成6年12月15日以前に生まれた方)

② 9月4日までに土浦市に転入届を済ませた方

※ 9月5日以降に市外から転入された方は、土浦市での投票はできません。ただし、県内の

他市町村から転入された方は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(市民課・支所出張

所で無料発行)があれば前住所で投票できる場合があります。

不在者投票

次のいずれかに該当する方

① 仕事などで他市町村に滞在し滞在先で投票する方

② 投票する時点で19歳の方

③ 県選挙管理委員会が指定する病院・介護老人保健施設などに入院・入所し、一定の事由に該当する方

期日前投票

投票期間 / 12月6日(土)～13日(日)

投票時間 / 午前8時30分～午後8時

投票所 / 市役所、荒川沖西部地区学習等共用施設、神立地区コミュニティセンター、新治地区公民館

期日前投票の手続きが簡素化されます

本人確認の上、宣誓書は署名のみになります。また、事前に入場券裏面の必要事項を記入し、持参の場合は期日前投票所での記入は不要です。

身体に重度の障害がある方

一定の条件を満たせば、郵送で不在者投票ができます。

※ 投票用紙の交付期限は12月10日(水)です。

選挙公報

新聞折り込みまたは市役所、各支所・出張所、ホームページでご確認ください。なお、選挙公報の発行は告示の数日後です。

※なお、投票入場券がお手元がない場合でも、本人確認の上、投票ができます。詳しくは、お問い合わせください。

国土浦市選挙管理委員会

☎026-1111 内線2210

市営斎場の式場が使用出来なくなります

期間：平成27年1月1日～平成28年9月30日(予定)

市では古くなった市営斎場を新しく建て替えるため、平成27年1月より火葬棟を残し式場および待合室を取り壊します。

そのため、新しい斎場が完成する平成28年9月末までの約1年9ヶ月の期間、式場の使用が出来なくなります。この間ご迷惑をおかけしますが、新しい斎場では式場が2室となり市民の皆様への利便性向上を図ることが出来ます。一日も早い完成に向け努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※火葬棟は利用できます(仮設待合室を設置します)



☎ 環境衛生課(☎826-1111 内線2459)

斎場事業スケジュール(予定)

事業内容	平成26年度			平成27年度												平成28年度														
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
解体工事(式場棟)			←→																											
本体工事							←→																							
斎場共用開始																											●			